

環廃対発第1306202号
環廃産発第1306201号
平成25年6月20日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

「廃棄物となった牛のせき柱の取扱いについて」の一部改正について

日頃から廃棄物処理行政の推進については御高配をいただきありがとうございます。

さて、この度、厚生労働省において、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成25年2月厚生労働省告示第14号）により、平成25年2月1日から、食品を製造、加工又は調理する場合等において、原則として、せき柱を原材料として使用してはならないこととされているBSE発生国又は発生地域において飼養された牛（特定牛）の定義から、食品健康影響評価を踏まえ、安全性を確認した国又は地域において飼養された30か月齢以下の牛を除くこととされ、また、現行、規制の対象となるせき柱の定義から胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎が除外されているが、頸椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起及び正中仙骨稜を除外される部位に含めることとされた。

これにより、「廃棄物となった牛のせき柱の取扱いについて」（平成16年3月31日付け環廃対発第040331007号及び環廃産発第040331007号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）を下記のとおり、一部改正することとしたので通知する。

貴職におかれでは、下記について、十分御留意の上、畜産部局と連絡調整を行いつつ、必要な措置をとられるとともに、貴管下市町村に対する周知方よろしくお願ひする。

記

「廃棄物となった牛のせき柱の取扱いについて」（平成16年3月31日付け環廃対発第040331007号及び環廃産発第040331007号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）の一部を次のように改正する。

本文中「この度、」を削り、「なされ、」を「なされてきたところである。この度、食品、

添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成25年2月厚生労働省告示第14号）により、平成25年2月1日からは、牛（食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項に規定する食品健康影響評価の結果を踏まえ、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域において飼養された、月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。）を除く。以下「特定牛」という。）のせき柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨綴及び尾椎を除く。以下同じ。）の食用利用を禁止する措置がなされた。」に、「農林水産省において」を「農林水産省においては」に、「なされたところである。」を「なされてきたところである。この度、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成25年農林水産省令第17号）により、平成25年4月1日から、特定牛のせき柱の飼料及び肥料の原料としての利用を禁止する措置がなされた。」に、「牛のせき柱に」を「特定牛のせき柱に」に改め、「お願いする」の次に次のように加える。

なお、厚生労働省が「と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令並びに食品、添加物等規格基準の一部を改正する件について」（平成25年2月1日付け食安発0201第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）及び「特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドラインについて」（平成25年2月1日付け食安基発第0201第3号・食安監発0201第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長・厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長連名通知）を発出しているので、参考に送付する。

廃棄物となつた牛のせき柱の取扱いについての一部を改正する通知 新旧対照表
○廃棄物となつた牛のせき柱の取扱いについて（平成16年3月31日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改	正	後	現	行
日頃から廃棄物処理行政の推進については御高配をいただきありがとうございます。	さて、厚生労働省において、伝達性海綿状脳症に関する食品等の安全確保対策に万全を期すため、食品・添加物等の規格基準の一部を改正する告示（平成16年1月厚生労働省告示第10号）により、平成16年2月16日から、牛（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。以下同じ。）の食用利用を禁止する措置がなされたところである。この度、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成25年2月厚生労働省告示第14号）により、平成25年2月1日からは、牛（食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項に規定する食品健康影響評価の結果を踏まえ、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域において飼養された、月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。）を除く以下「特定牛」という。）のせき柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨縫及び尾椎を除く。以下同じ。）の食用利用を禁止する措置がなされたところである。	さて、 <u>二の度</u> 、厚生労働省において、伝達性海綿状脳症に関する食品等の安全確保対策に万全を期すため、食品・添加物等の規格基準の一部を改正する告示（平成16年1月厚生労働省告示第10号）により、平成16年2月16日から、牛（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。以下同じ。）の食用利用を禁止する措置がなされ、他方、農林水産省において、牛海綿状脳症（BSE）のまん延防止に万全を期すため、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成16年農林水産省令第4号）、特殊肥料等の指定の一部を改正する件（平成16年1月農林水産省告示第70号）、肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件（平成16年1月農林水産省告示第71号）及び特殊肥料の品質表示基準の一部を改正する件（平成16年1月農林水産省告示第72号）により、平成16年5月1日から、牛のせき柱の飼料及び肥料の原料としての利用を禁止する措置がなされたところである。	日頃から廃棄物処理行政の推進については御高配をいただきありがとうございます。	

<p>を定める等の件の一部を改正する件（平成16年1月農林水産省告示第71号）及び特殊肥料の品質表示基準の一部を改正する件（平成16年1月農林水産省告示第72号）により、平成16年5月1日から、牛のせき柱の飼料及び肥料の原料としての利用を禁止する措置がなされたところである。この度、飼料及び肥料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成25年農林水産省令第17号）により、平成25年4月1日から、特定牛のせき柱の飼料及び肥料の原料としての利用を禁止する措置がなされた。</p>	<p>これらの措置の実施により、従来、飼料若しくは肥料の原料又は肥料の原料として利用されていた<u>特定牛のせき柱</u>については、今後用途を失い不要となると考えられるため、不要となつたせき柱（以下「<u>廃せき柱</u>」という。）の処理が適正かつ円滑に行われるよう、下記について、十分御留意の上、畜産部局と連絡調整を行いつつ、必要な措置をとられるとともに、貴管下市町村に対する周知方よろしくお願ひする。</p>	<p>なお、厚生労働省が「<u>と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則</u>の一部を改正する省令並びに食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」（平成25年2月1日付け食安発0201第5号厚生労働省医薬食品安全部長通知）及び「<u>特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドラインについて</u>」（平成25年2月1日付け食安基発第0201第3号・食安監発0201第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長・厚生労働省医薬食品局食品安全課長連名通知）を発出しているので、参考に送付する。</p>	<p>記 1～4 (略)</p>
---	--	---	----------------------